

北島町 水道・下水道使用料早見表

ご請求額＝水道使用料＋下水道使用料（使用中の方のみ）＋メーター使用料

（各料金は条例により10円未満の端数を切り捨てた額になります。）

①水道・下水道使用料（一般用、公共下水道） ※詳細は③、④をご覧ください。

使用水量	水道料金 (税込)	公共下水道 料金(税込)	合 計	使用水量	水道料金 (税込)	公共下水道 料金(税込)	合 計	使用水量	水道料金 (税込)	公共下水道 料金(税込)	合 計	
0 m ³	基本料金 (10 m ³ まで)			21	2,500	3,310	5,810	34	4,410	5,660	10,070	
↓				10	1,040	1,460	2,500	22	2,650	3,490	6,140	35
11	1,170	1,630	2,800	23	2,790	3,670	6,460	40	5,330	6,790	12,120	
12	1,300	1,800	3,100	24	2,930	3,840	6,770	45	6,160	7,780	13,940	
13	1,440	1,960	3,400	25	3,080	4,020	7,100	50	6,980	8,770	15,750	
14	1,570	2,130	3,700	26	3,220	4,200	7,420	55	7,860	9,810	17,670	
15	1,700	2,300	4,000	27	3,360	4,370	7,730	60	8,740	10,860	19,600	
16	1,830	2,470	4,300	28	3,500	4,550	8,050	65	9,620	11,900	21,520	
17	1,960	2,630	4,590	29	3,650	4,730	8,380	70	10,500	12,950	23,450	
18	2,100	2,800	4,900	30	3,790	4,910	8,700	75	11,380	13,990	25,370	
19	2,230	2,970	5,200	31	3,940	5,090	9,030	100	15,780	19,220	35,000	
20	2,360	3,130	5,490	32	4,100	5,280	9,380	125	20,180	24,440	44,620	
				33	4,250	5,470	9,720	150	24,580	29,670	54,250	

（10円未満の端数は切り捨ててあります。）

②メーター（量水器）使用料

メーターの口径	13ミリ	20ミリ	25ミリ	40ミリ	50ミリ	75ミリ	100ミリ	150ミリ
メーターの使用料 (下段の金額は税込)	80円	120円	160円	240円	1,000円	1,350円	2,700円	5,200円
	80円	130円	170円	260円	1,100円	1,480円	2,970円	5,720円

（税込後の10円未満の端数は切り捨ててあります。）

③用途別の水道使用料（共用栓「マンション・借家等」の水道使用料の計算方法は裏面をご覧ください。）

用 途		基本水量	基本料金(税込)	従量料金 (税込)	
町 内	一 般 用	10 m ³ まで	1,045円	11 m ³ ～20 m ³	132.0円 (1 m ³ につき)
				21 m ³ ～30 m ³	143.0円 (")
				31 m ³ ～40 m ³	154.0円 (")
				41 m ³ ～50 m ³	165.0円 (")
				51 m ³ 以上	176.0円 (")
	営 業 用	20 m ³ まで	2,585円	21m ³ 以上	187.0円 (")
	工 業 用	200 m ³ まで	27,720円	201m ³	198.0円 (")
	特 殊 用	—	—		330.0円 (")
町 外	一 般 用	10 m ³ まで	1,265円	11m ³ 以上	176.0円 (")
				21m ³ 以上	225.5円 (")
				201m ³ 以上	231.0円 (")
					396.0円 (")
	営 業 用	20 m ³ まで	2,970円	21m ³ 以上	225.5円 (")
	工 業 用	200 m ³ まで	25,300円	201m ³ 以上	231.0円 (")
	特 殊 用	—	—		396.0円 (")

④下水道使用料

用 途	基本水量	基本料金(税込)	従量料金 (税込)	
公 共 下 水 道	10 m ³ まで	1,467.4円	11 m ³ ～20 m ³	167.2円 (1 m ³ につき)
			21 m ³ ～30 m ³	177.1円 (")
			31 m ³ ～40 m ³	188.1円 (")
			41 m ³ ～50 m ³	198.0円 (")
			51 m ³ 以上	209.0円 (")
地 域 下 水 道	10 m ³ まで	605.0円	11m ³ 以上	88.0円 (")

* 共用栓（マンション・借家等）の水道使用料の計算方法

（例）入居世帯が10戸、親メーターの使用水量が333 m³の場合。

（1）1戸あたりの使用水量は、小数点第一位の桁で四捨五入を行います。

$$333 \text{ m}^3 \div 10 \text{ 戸} = 33.3 \text{ m}^3 \doteq 33 \text{ m}^3$$

（2）1戸当たりの水道料金は 33 m³ …… > 4,257円（税込）
（用途区分「一般用」で計算）

（3）親メーターの水道使用料は 4,257円/戸×10戸=42,570円

合 計 42,570円（10円未満がある場合は切捨て）

* 水道の「届け出」とご相談

● すぐにお届けください。

- ① 新しく水道を使うとき。お引っ越しされる時。
- ② 長期間、水道をご使用にならないとき。
- ③ 使用者、又は、所有者の名義が変わるとき。
- ④ 水道の給水目的（使用用途）が変わるとき。
- ⑤ その他、いろいろな変更があるとき。
- ⑥ 共用栓（アパート等で1つのメーターを2世帯以上が使用するもの）において、入居世帯の増減があったとき。

● お問合せー1

* 領収書に明記された「お客様番号」をお知らせください。

- ① 水道の使用水量に関すること。
- ② 水道の使用料金に関すること。
- ③ いろいろなお届けに関すること。

● お問合せー2

- ④ 水道を新設される時。
- ⑤ メーター（量水器）の口径を変更される時。
- ⑥ その他の給水装置工事に関する時。
- ⑦ 量水器の位置を変更したい時。
- ⑧ 水道の故障や修理に関する時。
- ⑨ 屋内外の水もれ、及び、漏水調査に関する時。
- ⑩ 道路上の水もれに関する時。

〒771-0285

徳島県板野郡北島町中村字上地 23-1

北島町役場水道課

TEL 088-698-9810 FAX 088-698-0461